

様式第1号（第5条関係）

会議開催のお知らせ

第4回佐伯市情報公開・個人情報保護審査会を、次のとおり開催します。

なお、この会議の傍聴を希望する方は、次に定める手続に従って傍聴してください。

平成28年5月11日

1 開催の日時

平成28年5月16日（月曜日） 第3回の審査会閉会后速やかに開催

2 開催の場所

所在地 佐伯市中村南町1番1号

会場名 佐伯市役所本庁舎5階 503会議室

3 議題について

- (1) 諮問事案の概要説明
- (2) 諮問事案の意見交換
- (3) 今後の日程

4 会議の公開又は非公開（一部公開を含む。）の別  
公開

5 傍聴者の定員

10人

6 傍聴手続

- (1) 傍聴を御希望の方は、上記の開催予定時刻までに、会場にお越しください。会場で受付いたしますので、氏名と住所を御記入願います。
- (2) 受付開始時間は、午後1時40分からです。
- (3) 傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了しますので御了承ください。

7 問い合わせ先

担当課 総務部 総務課 法制係

電話番号 22-4554（直通）

## 参考資料

### 佐伯市審議会等の会議の公開に関する要綱

#### 第5条（会議開催の事前公表）

第5条 審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議の開催をあらかじめ公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

2 前項に規定する公表は、当該会議の開催日の1週間前までに会議開催のお知らせ（様式第1号）を情報公開コーナーに備え置くとともに、当該お知らせに掲げる事項をインターネットの佐伯市のホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載することにより行うものとする。

### 佐伯市情報公開条例

#### 第43条（調査審議手続の非公開）

第43条 第41条に定める場合を除くほか、審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

### 佐伯市審議会等の会議の公開に関する要綱

#### 第4条（公開又は非公開の決定）

第4条 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、前条の規定に基づき審議会等の長が行うものとする。ただし、審議会等の長は、必要があると認めるときは、他の委員の意見を聴くことができるものとする。

2 審議会等の長は、公開の会議中において、会議を非公開とすべきであると認められるに至ったときは、会議を非公開とすることができるものとする。

3 審議会等の長は、会議の審議等の事項に非公開とすべき事項とそれ以外の事項とがある場合において、審議等を容易に分離して行うことができると認められるときは、非公開とすべき事項に係る部分を除いて会議を公開するものとする。

4 審議会等の長は、会議の非公開を決定したときは、その理由を明らかにするものとする。